

□■養成所ニュースプラス第 22 号 2023□■

早いもので 10 月も半ばとなりました。34 期生の皆さんは間もなく修了となります。35 期生の皆さんは、15 日から始まった 2 学期のレポート提出期間に入っています。23 日（月）の当日消印まで有効です。毎回、提出締め切り間際に出されるレポートは、文章作法や引用・参考文献の不備で返却することが多い傾向にあります。この土日に仕上げる予定の皆さん、書き終えたら 3 回は読み返し推敲してください。

既に提出された皆さんからは「国家試験キーワードチェック」も届いています。このねらいのひとつは、キーワードチェックをしながら、テキストを読み進めてほしいというものです。もうひとつは、国家試験頻出のキーワードに触れることで、2 年目に向けた知識の蓄積をしてほしいということです。テキストをじっくり読んで考えることができる時間は、今だけです。来年の今頃は、そのような時間をとることはできないでしょう。是非活用してください。

今回は、「福祉行財政と福祉計画」から各行政計画の提出先についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第 32 回問題 45】次の計画のうち、定めたとき、又は変更したときに内閣総理大臣に提出しなければならないものを 1 つ選びなさい。

1. 都道府県介護保険事業支援計画
2. 都道府県における子どもの貧困対策についての計画
3. 都道府県障害福祉計画
4. 都道府県老人福祉計画
5. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(34 期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(35 期生) 3 学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1148858&c=3246&d=99c7>

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1148859&c=3246&d=99c7>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9 月 15 日申込締切）。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1148860&c=3246&d=99c7>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

- ・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて順次公開予定です。

第 34・35 期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1148861&c=3246&d=99c7>

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1148862&c=3246&d=99c7>

■Back Number・・・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1148863&c=3246&d=99c7>

■Plus Column・・・・・・・・

【受験対策ミニ講座第 13 号／これから受験勉強を始める皆さんへ】

今回は、この時期から受験勉強に取り組んだ 2 人の先輩の言葉を紹介しました。スクーリング後、大きなひと息をついてしまっている方、過去問解説集を始めたものの仕事に追われ思うように進んでいない方、夏も秋もイベントが続いてなかなか勉強の時間が取れなかった方もいるのではないのでしょうか。

「今回はあきらめようかな。」そんな思いが頭をよぎる時期でもあります。残念ながら、時計は巻き戻せません。今から始める皆さんには、とにかく「時間」が足りないのです。

そこで、中央法規の担当者に今から始める皆さんの状況にあった受験勉強の（短期学習）プランを提案してもらいました。来週には皆さんの元に DM が届く予定です。これが「最後のご案内」になります。

「見て覚える！国試ナビ」をテキストにして、この本の著者が説明する「Web 講座」を活用するという 14 週間の短期学習プランです。今回もスケジュール付きです。まずは DM を確認してください。

なかなか勉強が進んでいない方にお伝えしたいのは、絶対にあきらめないでほしいということです。19,370 円の受験料は高額です。第 36 回の国家試験を記念受験にしないためにも、今が走り出すときです。

【Plus Quiz・・・・・・・・正答と解説】

「福祉行財政と福祉計画」は、第 34 期生から使っているテキストでは、出題範囲の多くを「地域福祉と包括支援体制」が対応し、「社会福祉の原理と政策」「社会保障」にも一部含まれています。

この科目の出題基準は、「福祉行政の実施実態」「福祉行財政の動向」「福祉計画」で比較的絞られていること、他の科目とも重なる部分があることが特徴です。

今回は、「福祉計画の主体と方法」から福祉計画の策定過程の問題です。各都道府県計画の基本指針の有無、計画に定めるべき事項、計画期間、市区町村計画や他の計画との関係、策定義務等を整理しておきましょう。このような「知識を問う問題」は、その知識がないと全く歯が立たなくなります。

しかし、食い下がる方法があるようで、メディックメディアの「国家試験問題解説」には、「各計画の根拠法を所管している省庁に着目すること」とあります。「原則として福祉や医療を規定し厚生労働省が所管する法制度については、都道府県計画の提出先は厚生労働大臣になる」といいます。なお、市町村の計画は直接国に提出するものではなく、根拠法の種別を問わず都道府県知事への提出となります。また、都道府県地域福祉支援計画のように、策定が義務でないものは、国への提出義務はありません。選択肢 2 も同様です。

1. ×提出先は厚生労働大臣です。「厚生労働大臣」が定める基本指針に即して 3 年を 1 期として策定され、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければなりません。策定は義務です。
2. ×内閣総理大臣等への提出規定はありませんが、策定・変更した場合は公表しなければなりません。政府が定める大綱を勘案して定めるように努めると規定されています。

3. ×提出先は厚生労働大臣です。「厚生労働大臣」が定める基本指針に即して定めるもので策定は義務です。都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができます。また、都道府県障害者計画や都道府県地域福祉支援計画等と調和が保たれなければならないとされています。

4. ×提出先は厚生労働大臣です。市町村老人福祉計画の達成のために定めるもので、策定は義務です。都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければなりません。

5. ○提出先は内閣総理大臣です。「内閣総理大臣」が定める基本指針に即して5年を1期として策定されます。都道府県教育振興基本計画等と調和が保たれたものでなければなりません。策定は義務です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus